

## 別表第3 敷地内緑化基準

### 1 緑化面積

- (1) 緑化面積は敷地面積の100分の2以上を確保し、接道部に重点を置いた配置とすること。

### 2 緑化の原則

- (1) 土壌、日照条件など樹木等の生育する環境を十分備えていること。
- (2) 高木及び中木、低木を組み合わせることで量感と連続性のある緑化に努めること。
- (3) 既存の樹木は、可能な限り現状で保存すること。

### 3 緑化面積算定基準

#### (1) 樹木1本あたりの緑化面積

- ① 高木（植栽時で高さ2m以上、成木で樹木の高さが3mを超えるもの）3.5㎡
- ② 中木（植栽時で高さ1m以上、成木で樹木の高さが1.5mを超え3m以下のもの）1.5㎡
- ③ 低木（植栽時で高さ0.3m以上、成木で樹木の高さが1.5m以下のもの）0.5㎡

#### (2) 地被植物の緑化面積

植え付け面積を緑化面積とする。